

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年10月10日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日興DWSエマージング・ニューディール・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月9日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部 _____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%^{*}（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が8%になった場合は、3.78%となります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

ファンドの特色

(中略)

特色1

BRICsに代表される新興国（エマージング諸国）の株式等に実質的に投資を行うファンドです。

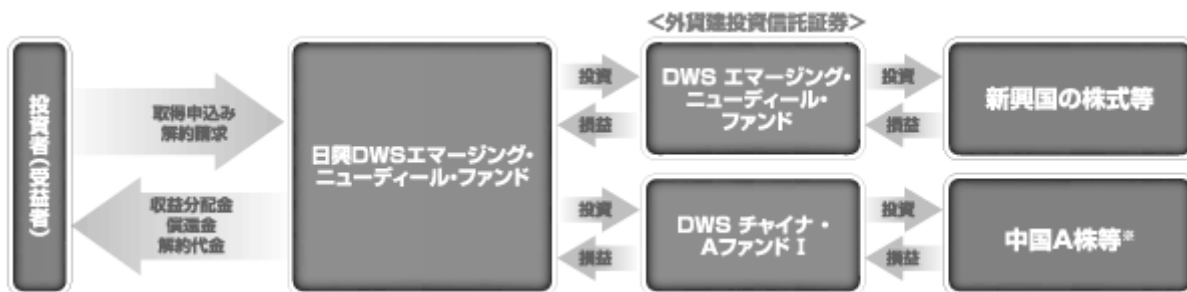
ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含みます。）、南アフリカなどの新興国。投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際金融公社（IFC）等が先進国に定めていないすべての国とし、新興国において登記している企業または主たる事業を展開する企業等の株式等を主要投資対象とします。なお、投資対象国となる新興国の定義は、DWSインベストメントGmbHの判断により変更される場合があります。

特色2

主として、エマージング諸国の内需拡大を背景とした2つのテーマ（インフラ・消費）¹に関連する企業の株式等²を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。

1 投資対象銘柄がいずれのテーマに関連するかの判断は、DWSインベストメントGmbHの裁量によります。

(中略)



上記の投資信託証券のほかに、中国A株に実質的に投資を行う上場投資信託及び中国A株市場の指数に連動する上場投資信託の投資信託証券に投資する場合があります。

個別株式等の価格変動に運用成果が連動する有価証券等への投資を含みます。

(中略)

特色3

運用にあたっては、DWSインベストメントGmbHの投資助言を受けます。また、主な投資対象である投資信託証券はDWSインベストメントGmbHが運用を行います。

DWSインベストメントGmbHはドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの特色

（中略）

特色 1

BRICsに代表される新興国（エマージング諸国）の株式等に実質的に投資を行うファンドです。

ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含みます。）、南アフリカなどの新興国。投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際金融公社（IFC）等が先進国に定めていないすべての国とし、新興国において登記している企業または主たる事業を展開する企業等の株式等を主要投資対象とします。なお、投資対象国となる新興国の定義は、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHの判断により変更される場合があります。

特色 2

主として、エマージング諸国の内需拡大を背景とした2つのテーマ（インフラ・消費）¹に関連する企業の株式等²を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。

- 1 投資対象銘柄がいずれのテーマに関連するかの判断は、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHの裁量によります。

（中略）



上記の投資信託証券のほかに、中国A株に実質的に投資を行う上場投資信託に投資する場合があります。個別株式等の価格変動に運用成果が連動する有価証券等への投資を含みます。

(注) 2013年11月14日付でDWS チャイナ・Aファンド を当ファンドが主に投資する投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）から除外する予定です。

（中略）

特色 3

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHより指定投資信託証券の組入れに関する投資助言を受けます。

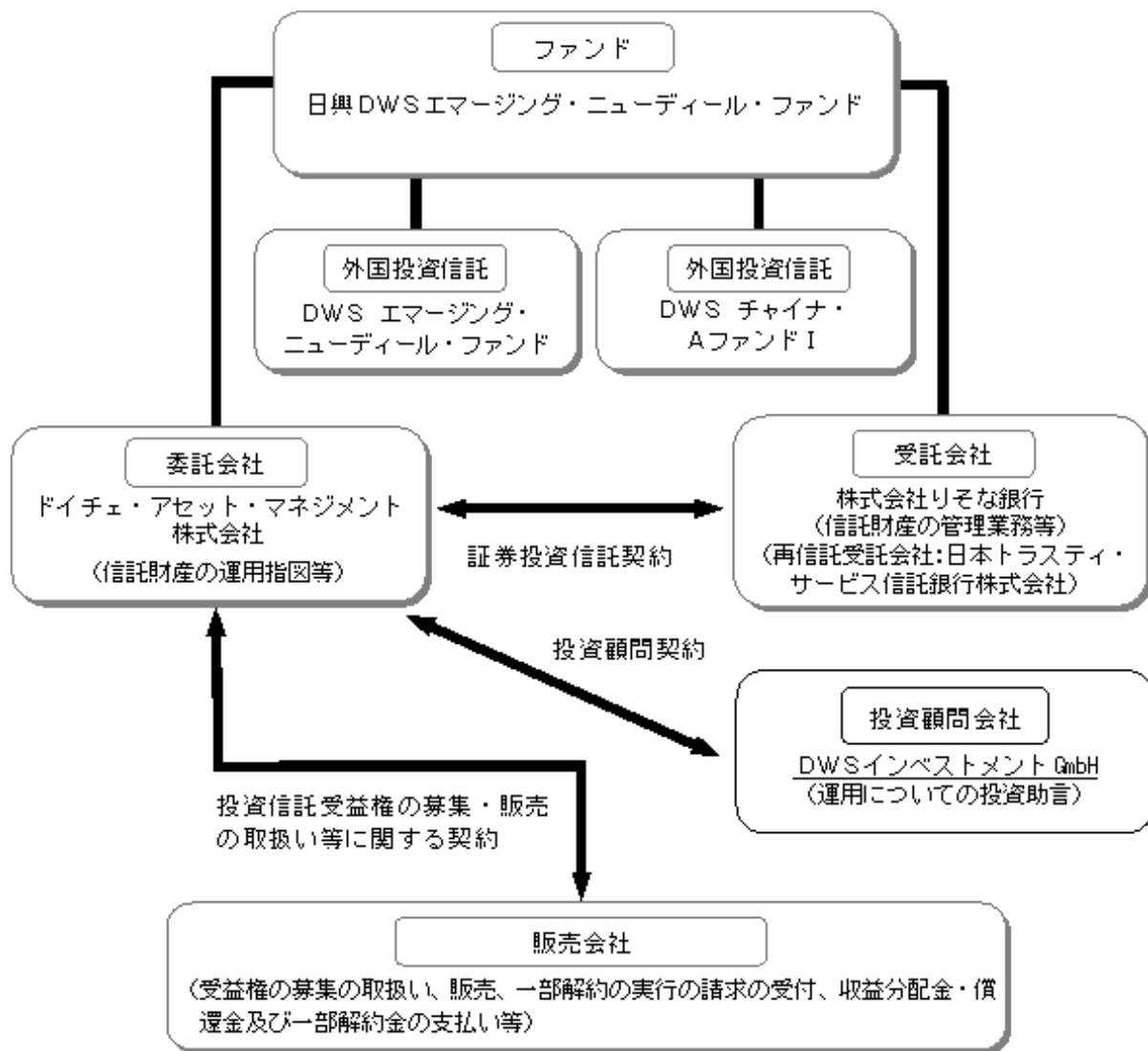
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHはドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

（以下略）

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

(中略)

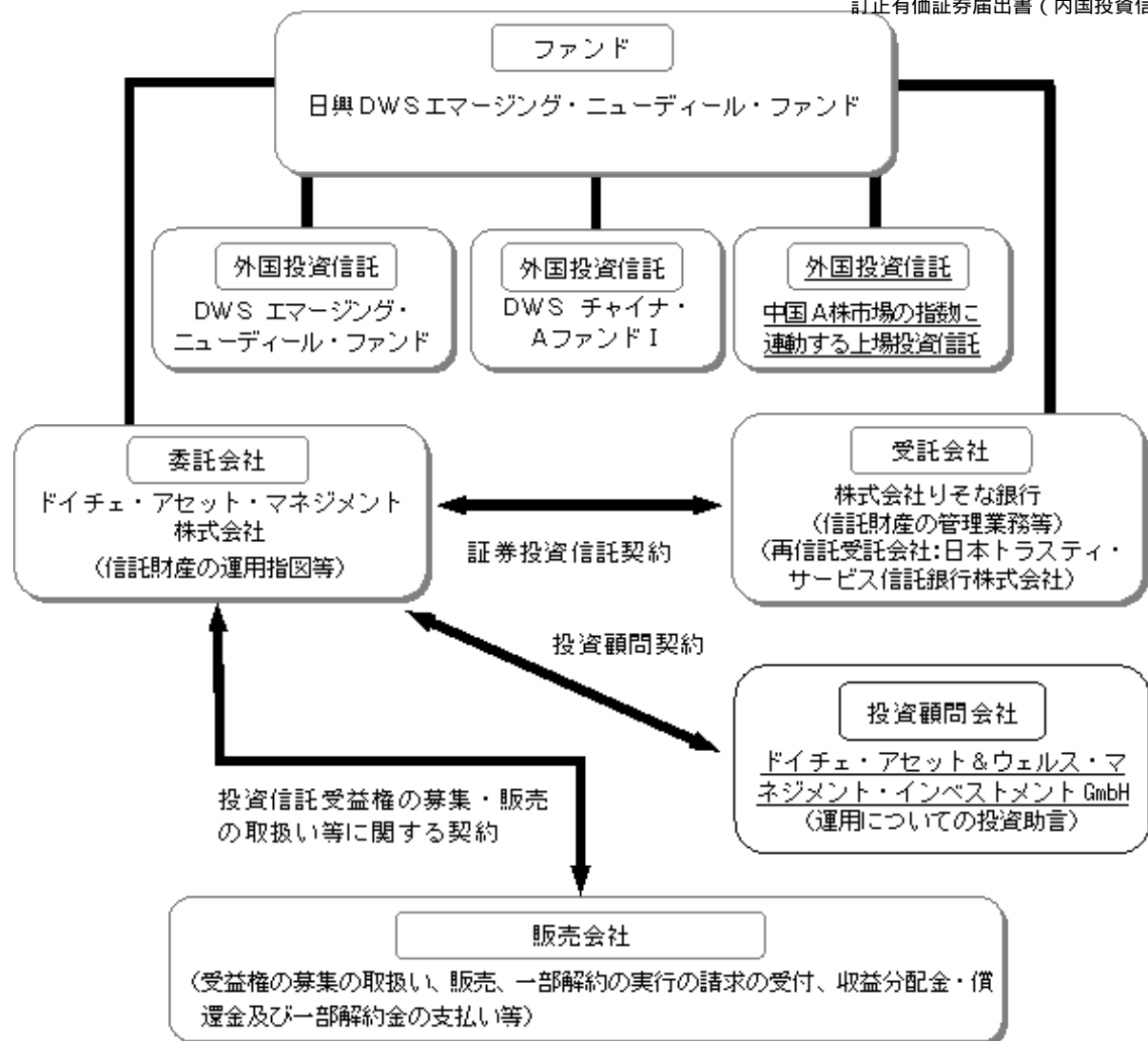
d. DWSインベストメントGmbH（「投資顧問会社」）

委託会社との投資顧問契約に基づき、当ファンドの運用について投資助言を行います。

(以下略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注) 2013年11月14日付でDWS チャイナ・Aファンド を指定投資信託証券から除外する予定です。

委託会社及びファンドの関係法人

(中略)

d. ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH (「投資顧問会社」)

委託会社との投資顧問契約に基づき、当ファンドの運用について投資助言を行います。

(以下略)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

(前略)

運用方法

(中略)

b. 投資態度

(中略)

2) 投資信託証券への投資にあたっては、本書作成時点において、原則として、以下の投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。また、指定投資信託証券のほかに、中国A株に実質的に投資を行う上場投資信託（一般社団法人投資信託協会規則に定める上場投

資信託をいいます。以下同じ。)及び中国A株市場の指数に連動する上場投資信託の投資信託証券に投資する場合があります。

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS エマージング・ニューディール・ファンド

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS チャイナ・Aファンド

(以下略)

<訂正後>

(前略)

運用方法

(中略)

b. 投資態度

(中略)

2) 投資信託証券への投資にあたっては、本書作成時点において、原則として、以下の投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。また、指定投資信託証券のほかに、中国A株に実質的に投資を行う上場投資信託(一般社団法人投資信託協会規則に定める上場投資信託をいいます。以下同じ。)及び中国A株市場の指数に連動する上場投資信託の投資信託証券に投資する場合があります。

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS エマージング・ニューディール・ファンド

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS チャイナ・Aファンド

ルクセンブルグ籍外国投資法人 CSI中国A株一般消費財UCITS ETF

ルクセンブルグ籍外国投資法人 CSI中国A株資本財UCITS ETF

ルクセンブルグ籍外国投資法人 CSI中国A株金融UCITS ETF

ルクセンブルグ籍外国投資法人 CSI中国A株医薬品UCITS ETF

ルクセンブルグ籍外国投資法人 CSI中国A株公益事業UCITS ETF

ルクセンブルグ籍外国投資法人 CSI中国A株素材UCITS ETF

(注) 2013年11月14日付でDWS チャイナ・Aファンド を指定投資信託証券から除外する予定です。

(以下略)

(2)【投資対象】

<訂正前>

(前略)

投資の対象とする有価証券等

(中略)

<当ファンドが投資する指定投資信託証券の概要>

ファンド名	DWS エマージング・ニューディール・ファンド	DWS チャイナ・Aファンド
形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託	ルクセンブルグ籍外国投資信託
表示通貨	米ドル	米ドル
運用の基本方針	主として、ブラジル、ロシア、インド、中国(香港を含みます。)、南アフリカなどの新興国のインフラ・消費関連企業の株式等に投資を行い、ファンド資産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。	主として、中国A株のインフラ・消費関連企業の株式等に投資を行い、ファンド資産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

主な投資対象	ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含みます。）、南アフリカなどの新興国のインフラ・消費関連企業の株式等	中国 A 株のインフラ・消費関連企業の株式等
主な投資制限	・原則として、1 発行体が発行する同種証券への投資の合計額はファンド資産の30%を超えません。（OECD加盟国、国際機関等が発行する場合を除きます。）	・原則として、1 発行体が発行する同種証券への投資の合計額はファンド資産の30%を超えません。（OECD加盟国、国際機関等が発行する場合を除きます。）
投資運用会社	DWS インベストメント GmbH	DWS インベストメント GmbH
管理会社	DWS インベストメント S.A.	DWS インベストメント S.A.

（注1）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（注2）指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
個別株式等の価格変動に運用成果が連動する有価証券等への投資を含みます。

<訂正後>

（前略）

投資の対象とする有価証券等

（中略）

<当ファンドが投資する指定投資信託証券の概要>

DWS エマージング・ニューディール・ファンド	ファンド名	DWS チャイナ・Aファンド
ルクセンブルグ籍外国投資信託	形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託
米ドル	表示通貨	米ドル
主として、ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含みます。）、南アフリカなどの新興国のインフラ・消費関連企業の株式等に投資を行い、ファンド資産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。	運用の基本方針	主として、中国 A 株のインフラ・消費関連企業の株式等に投資を行い、ファンド資産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含みます。）、南アフリカなどの新興国のインフラ・消費関連企業の株式等	主な投資対象	中国 A 株のインフラ・消費関連企業の株式等
・原則として、1 発行体が発行する同種証券への投資の合計額はファンド資産の30%を超えません。（OECD加盟国、国際機関等が発行する場合を除きます。）	主な投資制限	・原則として、1 発行体が発行する同種証券への投資の合計額はファンド資産の30%を超えません。（OECD加盟国、国際機関等が発行する場合を除きます。）
ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH	投資運用会社	ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH
DWS インベストメント S.A.	管理会社	DWS インベストメント S.A.

個別株式等の価格変動に運用成果が連動する有価証券等への投資を含みます。

中国 A 株市場の指数に連動する上場投資信託は以下の 6 ファンドとなります。なお、これらは連動対象指数と同等の損益を得るため、トータル・リターン・スワップを利用しています。

CSI 中国 A 株一般消費財 UCITS ETF	ファンド名	CSI 中国 A 株資本財 UCITS ETF
香港証券取引所	上場市場	香港証券取引所
香港ドル	表示通貨	香港ドル
CSI 中国 A 株一般消費財インデックス	連動対象指数	CSI 中国 A 株資本財インデックス

CSI中国A株一般消費財インデックスに連動することを旨とします。	特徴	CSI中国A株資本財インデックスに連動することを旨とします。
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	投資運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
DBプラティナム・アドバイザーズ	管理会社	DBプラティナム・アドバイザーズ

CSI中国A株金融UCITS ETF	ファンド名	CSI中国A株医薬品UCITS ETF
香港証券取引所	上場市場	香港証券取引所
香港ドル	表示通貨	香港ドル
CSI中国A株金融インデックス	連動対象指数	CSI中国A株医薬品インデックス
CSI中国A株金融インデックスに連動することを旨とします。	特徴	CSI中国A株医薬品インデックスに連動することを旨とします。
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	投資運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
DBプラティナム・アドバイザーズ	管理会社	DBプラティナム・アドバイザーズ

CSI中国A株公益事業UCITS ETF	ファンド名	CSI中国A株素材UCITS ETF
香港証券取引所	上場市場	香港証券取引所
香港ドル	表示通貨	香港ドル
CSI中国A株公益事業インデックス	連動対象指数	CSI中国A株素材インデックス
CSI中国A株公益事業インデックスに連動することを旨とします。	特徴	CSI中国A株素材インデックスに連動することを旨とします。
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	投資運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
DBプラティナム・アドバイザーズ	管理会社	DBプラティナム・アドバイザーズ

(注1) 指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

(注2) 2013年11月14日付でDWS チャイナ・Aファンド を指定投資信託証券から除外する予定です。

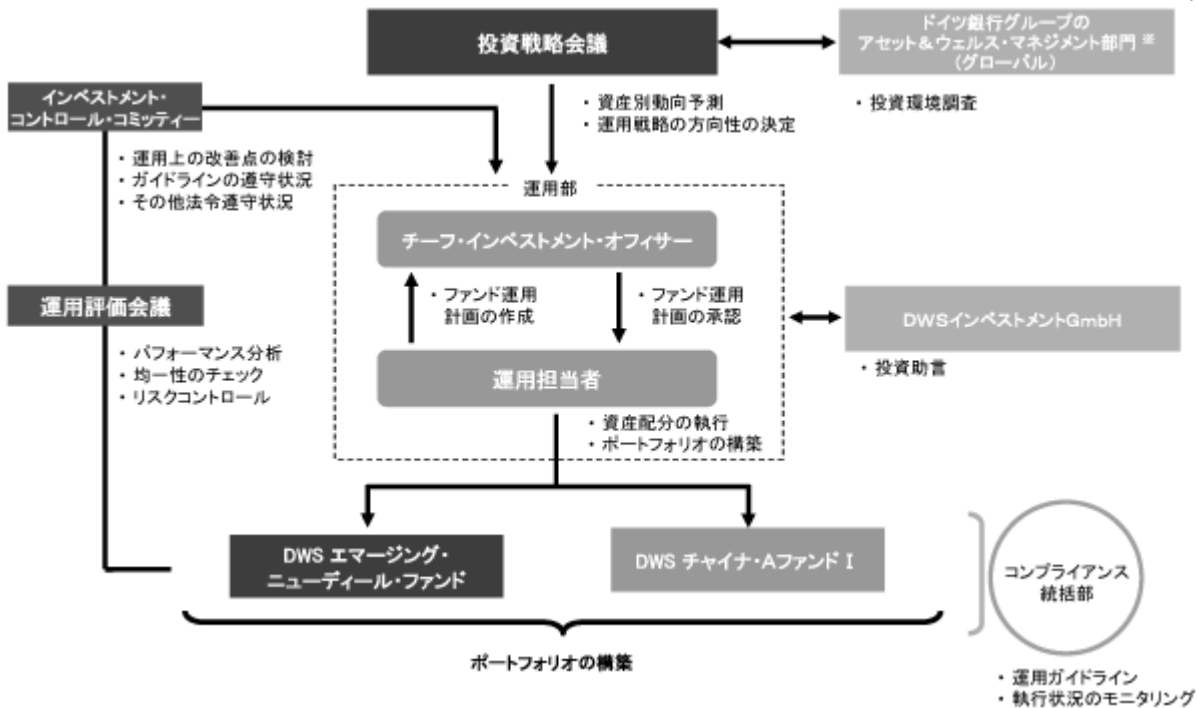
(注3) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

< 訂正前 >

当ファンドは、DWS インベストメント GmbH の投資助言に基づき、委託会社が運用を行います。

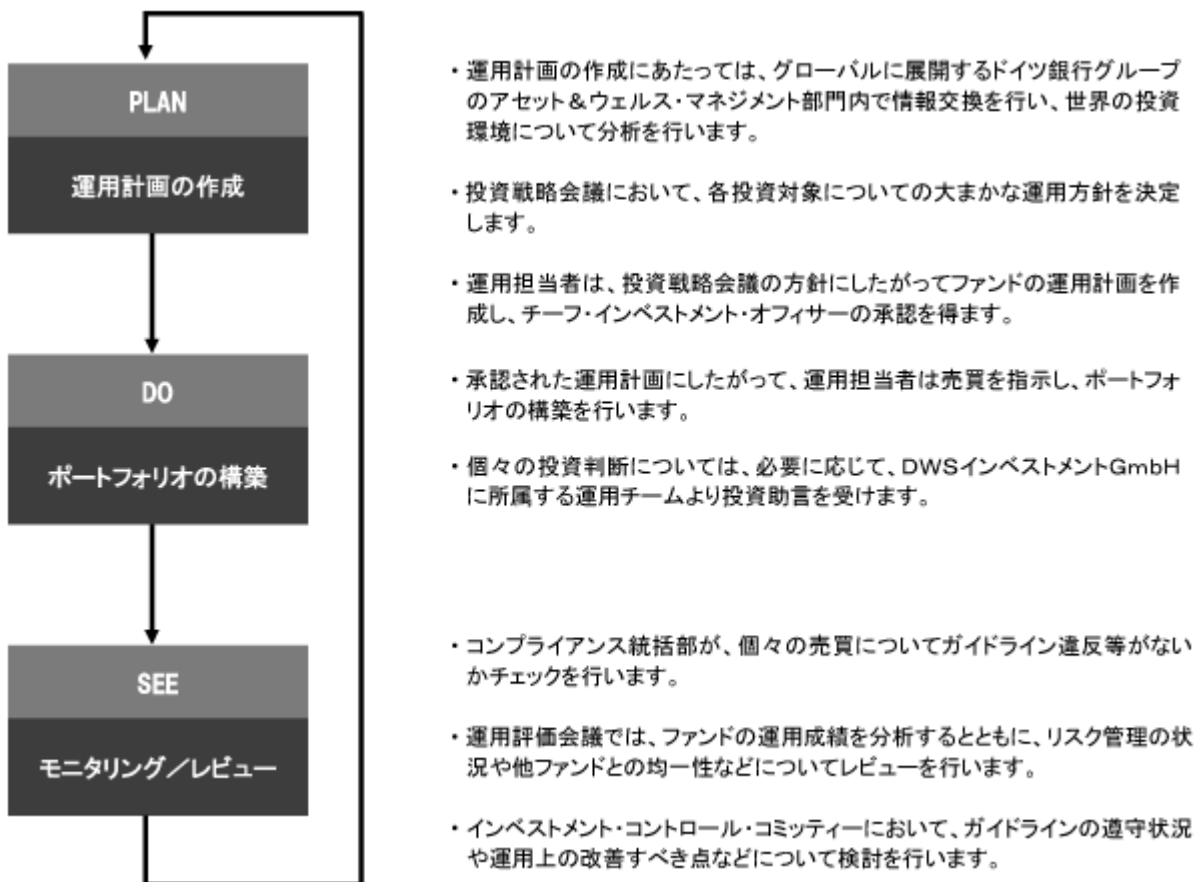
< 運用体制 >



ドイツ銀行グループにおける資産運用ビジネスを担います。

(中略)

< 運用の流れ >

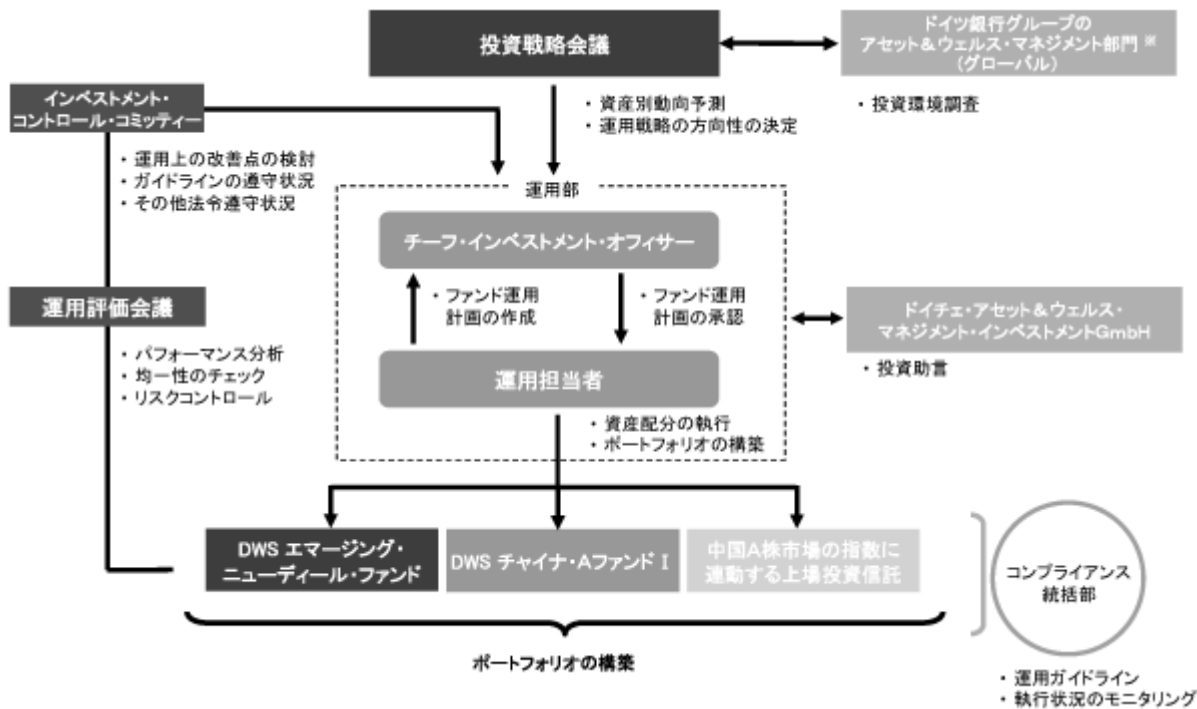


(以下略)

< 訂正後 >

当ファンドは、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHの投資助言に基づき、委託会社が運用を行います。

< 運用体制 >

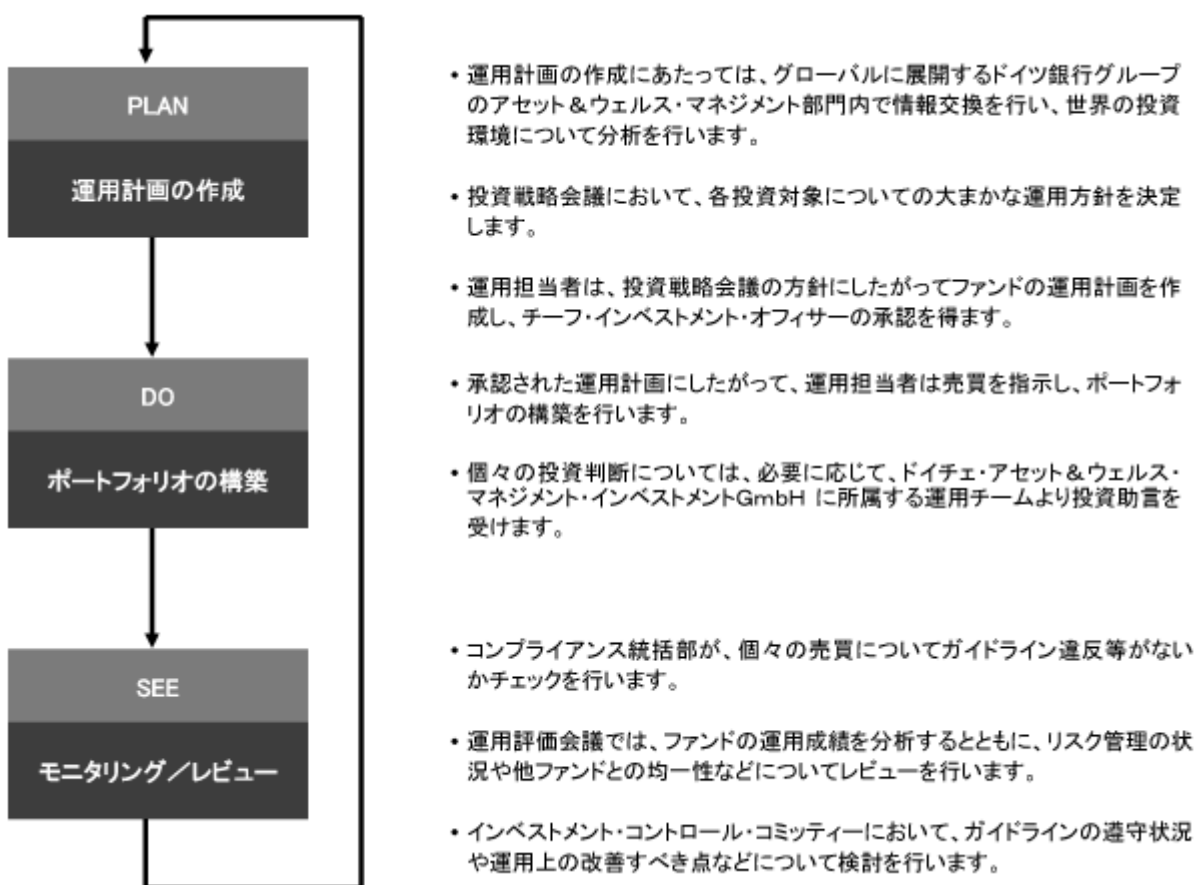


ドイツ銀行グループにおける資産運用ビジネスを担います。

(注) 2013年11月14日付でDWS チャイナ・Aファンド を指定投資信託証券から除外する予定です。

(中略)

< 運用の流れ >



(以下略)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

(中略)

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%^{*}（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

(中略)

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が8%になった場合は、3.78%となります。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.449%（税抜1.38%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

(年率)

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.5775% (税抜0.55%)	0.8400% (税抜0.80%)	0.0315% (税抜0.03%)	1.449% (税抜1.38%)

(注1) 当ファンドの運用について投資助言を行うDWSインベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

(中略)

なお、この他に指定投資信託証券に関しても、以下の信託報酬相当額がかかります。

指定投資信託証券の名称	信託報酬相当額（年率）
DWS エマージング・ニューディール・ファンド	0.55%以内
DWS チャイナ・Aファンド	0.55%以内

したがって、当ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対し、年率1.999%程度（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、当ファンドにおける実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあります。また、指定投資信託証券では、組入有価証券の売買委託手数料、租税等が別途かかります。

(以下略)

<訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.449%^{*}（税抜1.38%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

(年率、税抜)

委託会社	販売会社	受託会社
0.55%	0.80%	0.03%

(注1) 当ファンドの運用について投資助言を行うドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

(中略)

* 消費税率が8%になった場合は、年率1.4904%となります。

なお、この他に指定投資信託証券に関しても、以下の信託報酬相当額がかかります。

指定投資信託証券の名称	信託報酬相当額（年率）
DWS エマージング・ニューディール・ファンド	0.55%以内
DWS チャイナ・Aファンド	0.55%以内
CSI中国A株一般消費財UCITS ETF	0.50%
CSI中国A株資本財UCITS ETF	0.50%
CSI中国A株金融UCITS ETF	0.50%
CSI中国A株医薬品UCITS ETF	0.50%
CSI中国A株公益事業UCITS ETF	0.50%
CSI中国A株素材UCITS ETF	0.50%

したがって、当ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対し、年率1.999%^{**}程度（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、当ファンドにおける実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあります。また、指定投資信託証券では、組入有価証券の売買委託手数料、租税等が別途かかります。

** 消費税率が8%になった場合は、年率2.0404%となります。

（以下略）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（前略）

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%^{*}（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が8%になった場合は、3.78%となります。

（以下略）

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(前略)

投資顧問会社

名 称 DWSインベストメントGmbH

(以下略)

<訂正後>

(前略)

投資顧問会社

名 称 ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH

(以下略)